

中東情勢に関連した原油価格上昇に伴い、事業活動に影響を受ける、または受けている中小企業者等の皆様へ

セーフティネット資金の臨時措置について

～中東情勢に関連した原油価格上昇による特例～

令和8年4月1日
帯広市 経済部

中東情勢に関連した原油価格上昇に伴い、経営に影響を受けることが想定される市内中小企業者等の皆様の資金繰りの円滑化及び経営の安定化を図るため、セーフティネット資金のご利用要件を緩和し、一時的な支援措置の取扱いを開始いたします。

1 制度の概要

制 度 名	帯広市中小企業振興融資 セーフティネット資金
融 資 対 象 者	中東情勢に関連した原油価格上昇に伴い、1か月以上の実績を含む連続した3か月において、経常利益又は売上高が、前年同期に比して5%以上の減少が見込まれる者。
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	3,000万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	帯広市中小企業振興融資制度パンフレットのセーフティネット資金欄をご確認ください。
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。
取 扱 金 融 機 関	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、帯広信用金庫、北見信用金庫 網走信用金庫、釧路信用金庫、十勝信用組合、商工組合中央金庫 の市内にある本・支店
融 資 審 査	融資申込み先金融機関の金融審査が必要となります。
融 資 取 扱 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日あっせん申込分
備 考	本資金をご利用の事業者様で、市税及び宿泊税を滞納していない方（納税相談を実施し、分納履行中の方を含む）に対して、北海道信用保証協会の定める保証料について市より補助が受けられます。（ただし、補助額は、融資額1,000万円に相当する保証料までを限度とします。）

2 お申込方法

借入を希望する場合、所定の「帯広市中小企業振興融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、下記の書類を添えて、帯広市役所商業労働課に申込をしてください。「申請理由（セーフティネット資金申込時記入）」の空いている欄に「中東特例」と朱書きください。

【お申込に必要な添付書類】

- 市が定める「売上高・経常利益減少要件確認書」（様式は市ホームページ「帯広市の中小企業振興融資制度」から適宜ダウンロードしてください）
- 売上が減少したことがわかる書類（月別残高試算表や売上台帳等）
- 直近2力年分の決算書（写）（個人事業主は確定申告書2期分）
- 履歴事項等全部証明書（写）（法人）（個人事業主は印鑑登録証明書（写））
- 許認可書（写）（官公庁の許認可を要する事業を営む方のみ提出）

3 お問合せ先

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課 商業経営係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階 電話（0155）65-4165（直通）



ホームページ番号：1005534